

改築工事変更契約の締結に意見を附す

～専門委員会の設置や、設計瑕疵に対する指導を要望～

議案第88号美並小学校プール改築工事変更請負契約の締結についてを賛成多数で可決したのち、議員発議により附帯決議が提出され、可決しました。



建設が進む美並小学校プール

【附帯決議文要旨】

この議案は、美並小学校のプールを改築し、来年4月に統合される霞ヶ浦地区の小学校と既存の霞ヶ浦中学校の児童・生徒の共用プールとして使用するための工事を現場との打ち合わせ等を踏まえて変更する契約であります。

設計ミスによる実害が無いとはいえ落札された当初の計画から事業費が増額されたことは不満の残るところであり、増額の一因である計算ミスを引き起こした業者に対し相応の負担を求めるべきとの市民感情も当然のこととは思われます。しかし、今回の請負契約の変更と損害賠償請求は、区別して考えることが適切と考えます。そのような観点から、今回の議案は、法に則った形でのプール改築工事完成に必要な項目を追加する変更契約の内容であり、所期の目的達成の為に可決することが必要と判断しました。

「公共工事の品質確保の促進に関する法律」が制定された際に、国の委員会で附帯決議が附されており、地方公共団体も、この法律の基本理念に則り、市民の利益のために公共工事の品質を確保する義務を負っています。その附帯決議において、「公共工事の入札契約に関し、不良不適格業者の排除の徹底を図ること。」や、「公共工事の入札及び契約の過程等に関して学識経験者等の第三者の意見を適切に反映する方策を講じるとともに、当事者の苦情に適切に対応するため、法的整備を含む検討を行うこと。」、「公共工事の品質確保の一層の促進を図るため、瑕疵担保期間の延長、瑕疵担保責任の履行に係る保証の在り方などについて総合的な観点から検討を行うこと。」、更には、「公共工事に係る工事实績、評価等に関する情報の共有化のため、発注者支援データベースの整備に努めるとともに、その適正な運用の確保に十分留意すること。」などが附されております。

更には、地方自治法の第234条には、「契約の履行の確保」が規定され、契約を締結した場合の適正な履行の確保に必要な事項として、地方自治体は、必要な監督又は検査を行うことが定められております。

議案第88号の上程により、工事の設計図書の一部に瑕疵があったことは紛れもない事実として確認されたわけであるから、市民の負託に応えるため、今後は市として、今般の設計瑕疵に関する賠償請求が可能であるかどうかを専門的な委員会を設置の上、検証を行うとともに、設計瑕疵に対する指導を適切に行うことを求めるものであります。

これらの趣旨を十分に踏まえ、行政のチェック機関である我々議会として、今後は、設計事務の誤りを事前に阻止すべく適正な工事等の発注事務に誠実に従事し、市の将来のためにも、健全な財産を建設していくことを市長に対し要望するものであります。

以上、決議する。